

8. 1 在宅の災害時要援護者への支援（佐用町）

（1）事前の取組み

災害時要援護者台帳については、民生児童委員が個別に作成していた。また、町福祉課、民生児童委員や自治会長のほか、社会福祉協議会、ケアマネージャー、ホームヘルパーなどが、それぞれ関連する災害時要援護者の情報を所有しているが、横断的に情報が共有されていなかった。

（2）避難の支援

佐用町では、高齢者（一人暮らし、二人暮らし）、身体障がい者（1級、2級）、知的障がい者（療育手帳A）、要介護者（要介護3～5）、乳幼児、妊婦、外国人は合計5,385人となっている。

佐用町地域防災計画では、町（生活対策部）は災害時要援護者の避難対策として、消防署と協力して、名簿等の活用により居宅に取り残された災害時要援護者に迅速に対応すること、自治会長、自主防災組織、民生児童委員、消防団、福祉関係者など、地域住民と協力して、災害時要援護者の避難誘導に努めることとなっていたが、十分に連携することができなかった。

また、町地域防災計画への記載をもって、「災害時要援護者支援マニュアル（全体計画）」としているが、個別計画は作成されておらず、各災害時要援護者一人に対して複数の避難支援者を定めておくなどの、具体的な避難支援計画は策定されていなかった。

9日夜の当日時点では、災害時要援護者台帳やマップは作成されていたが、これらを利用した避難支援活動は、あまり行われなかった。

地域では、災害時要援護者の避難誘導にあたり、避難する途中、支援にあたった近隣住民が危険な状態になった例があった。

（3）障がい者・外国人等への情報伝達の状況

町地域防災計画では、情報を受信することが困難な障がい者に対する情報提供ルールを定めていた。しかし、今回の災害当日には、特に障がい者に配慮した避難情報の発信は行っていない。

また、町地域防災計画では、町（生活対策部）は県と協力して、外国人の被災情報を把握するとともに、外国語による情報提供、相談を行うこととなっている。しかし、今回の災害当日には、外国語による避難情報の発信は行っていない。

8. 2 社会福祉施設への支援（佐用町）

佐用町には、社会福祉施設のうち、高齢者福祉施設は21箇所（介護老人福祉施設4箇所、介護老人保健施設2箇所、介護療養型医療施設1箇所、認知症対応型共同生活介護施設1箇所、通所介護事業所6箇所、通所リハビリテーション事業所2箇所、小規模多機能型居宅介護事業所4箇所、養護老人ホーム1箇所）、障がい者福祉施設は12箇所、幼稚園は1箇所ある。今回の災害では、このうち高齢者福祉施設6箇所、障がい者福祉施設4箇所、幼稚園1箇所被害が発生した。

佐用町地域防災計画では、生活対策部が施設に対し、避難勧告等の電話連絡をすることとなっているが、施設における避難支援等についての定めはない。今回の災害では、社会福祉施設への個別の電話連絡は行われず、組織的な避難支援も行われなかった。

なお、町役場近傍の自治会から依頼を受け、本庁舎に参集した職員が協力して、小規模多機能型居宅介護事業所から入居者の避難を支援した事例があった。